



栃木県公報

令和8(2026)年
3月6日(金)
号 外
第10号

目 次

規 則

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部改正..... 1
○栃木県民の森管理規則の一部改正..... 1

人事委員会

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 2
○給料の特別調整額に関する規則の一部改正..... 2

議 会

- 栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正..... 3

規 則

栃木県規則第3号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

栃木県知事 福田 富一

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成15年栃木県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

届出者と第一種フロン類充填回収業者との関係		を
届出者と第一種フロン類充填回収業者との関係	1 相続人 2 代表役員であった者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人	に

改め、同様式備考を次のように改める。

備考 「届出者と第一種フロン類充填回収業者との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

栃木県規則第4号

栃木県民の森管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

栃木県知事 福田 富一

栃木県民の森管理規則の一部を改正する規則

栃木県民の森管理規則（昭和49年栃木県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
施設名	利用期間	利用時間	施設名	利用期間	利用時間
森林学習展示施設(森林展示館及び森林総合管理センター展示室に限る。)	略	略	森林学習展示施設(森林展示館、森林総合管理センター展示室及び木工体験館に限る。)	略	略
略			略		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(自然環境課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年栃木県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係) 公安職給料表級別職務表		別表第2(第3条関係) 公安職給料表級別職務表	
職務の級	職務	職務の級	職務
略		略	
8級	1~3 略 <u>4 困難な業務を行うサイバー対策センター副センター長の職務</u>	8級	1~3 略
略		略	

附 則

この規則は、令和8年3月13日から施行する。

栃木県人事委員会規則第4号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和52年栃木県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 給料の特別調整額表	別表第1(第2条関係) 給料の特別調整額表

組織の区分		職	区分
略			
警察	略	略	略
	サイバー対策センター	略	略
		副センター長	略
	管理官	略	5種
略	略	略	
略			

組織の区分		職	区分
略			
警察	略	略	略
	サイバー対策センター	略	略
		副センター長	略
	略	略	略
略			

附 則

この規則は、令和8年3月13日から施行する。

議 会

栃木県議会告示第1号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和8年3月6日

栃木県議会議長 池 田 忠

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年栃木県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（個人識別符号） 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(17) 略	（個人識別符号） 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(17) 略

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。